

平成30年6月第3回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 平成30年6月18日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	13番 濱 口 太 作

4. 欠席議員

12番 林 竹 松

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 武 井 知 香
事務局次長兼班長 谷 村 直 人
議事班 主任 千代岡 陽 子
議事班 主事 小 椋 雄 平

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 小 松 幹 侍	副 市 長 久 保 信 介
総務課長併選挙管理委員会事務局長 久 保 一 彦	企画財政課長 山 本 康 二
財産管理課長 黒 岩 道 宏	税 務 課 長 長 崎 潤 子
市民課長 中 屋 秀 志	保健介護課長 辻 さおり
人権啓発課長 寺 岡 弥 生	産業振興課長併農業委員会事務局長 川 上 建 司
建設土木課長 岡 本 秀 彦	観光ジオパーク推進課長 山 崎 桂
債権管理課長 上 松 富 士 樹	防災対策課長 大 西 亨
会計管理者兼会計課長 森 岡 光	福祉事務所長 小 松 達 也
教 育 長 谷 村 正 昭	教育次長兼学校保育課長 竹 本 俊 之
生涯学習課長 和 田 庫 治	水 道 局 長 西 村 城 人
消 防 長 藤 本 昇	監査委員事務局長 中 岡 佳 子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名中、欠席届1名、午前中欠席届1名、現在11名の出席でございます。

欠席議員は、林竹松議員、通院のため、午前中欠席議員は、久保八太雄議員、所用のためでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。町田又一君。

○11番（町田又一君） 11番町田。平成30年6月定例会において一般質問を行います。

まず、大きな1点目として、市長の政治姿勢についてお伺いをします。

(1)室戸世界ジオパークと交流人口の拡大についてをお聞きをいたします。

ことは、日本ジオパークの認定、来年は世界ジオパークの認定審査があります。前回の審査員の指摘事項はもちろん、新たな室戸の魅力をプラスしたプランで、一発で日本ジオパーク、世界ジオパークに認定されるよう願っております。

海、山、川、人を結びつける、それが室戸世界ジオパークの資源であり、宝であると言われております。これから先はジオパークで生きていける方法、持続する方法、そしてジオパークで外貨を稼ぐ方法を考えていかななくてはならない時期に来ていると思います。日帰りではなく、泊まってもらう、子供から大人まで、男性、女性に関係なく、おもしろそうだからぜひとも室戸を訪れたいと思う物語が絶対必要ではないでしょうか。室戸世界ジオパークと交流人口の拡大について、市長や担当課長はどんな名戦略を考えているのか、教えてほしいと思います。

また、交流人口がふえても、日帰り客ばかりでは、余り室戸に利点は望めません。やはり宿泊者がふえなければ、お金は室戸へ落ちないと思います。前回も提案させていただきましたが、JR四国を初め観光旅行会社等へせめて観光バス1台分のお客さんが一堂に宿泊できるホテルの誘致に汗をかいてほしいと強く希望し、取り組み姿勢をお聞きをいたします。

(2)といたしまして、ふるさと納税についてお聞きをいたします。

ふるさと納税創設から10年が経過とのことであります。室戸市がこの制度に本格的に取り組み始めたのは三、四年ぐらい前だと思うのですが、今やこのふるさと納税制度は室戸市にとつ

てなくてはならない制度となっていると言っても過言ではありません。

平成29年度は10億円を超す寄附金が集まったとのことであります。人口減少の続く本市にとっては、大変貴重な税収でございます。平成29年度は、総務省より返礼品の額は寄附額の3割以下にするよう通達があり、本市も10月以降、返礼品は3割を守るようになりました。それ以前は7割でしたので、出品者と市との取り分は逆転したわけでございます。寄附金がふえればふえるほど、市にはメリットがあると存じます。市はこのメリットをどう生かそうと知恵を絞っているのか、教えていただきたいと思ひます。

30年度も私は少なくとも29年度の10億円は確保してほしいと願っているのですが、今のままでは、日本全国の自治体が競争相手である中で現状維持は大変厳しいと感じます。手を変え品を変え、また新たな商品開発も必要であろうと思ひます。現在、室戸の出品者は何組おられるのでしょうか。そして、今までふるさと納税制度を利用して市に寄せられた寄附金は何件あるのでしょうか。そしてまた、総額は幾らになるのでしょうか、お聞きをいたします。

また、その逆に、市外への寄附は何件で、寄附総額は幾らになるのでしょうか、教えていただきたいと思ひます。

ふるさと納税の担当職員の配置は万全であるかどうかもお尋ねをいたします。

ふるさと納税は2,000円の自己負担を超える分が一定の上限までは住民税や所得税から控除される制度です。2,000円以上の価格の返礼品が手に入るということで、今まで人気を得てきております。私はこの制度が続いている間に、返礼品づくりが室戸の特産品づくりや起業につながり、そして少しでも雇用が生まれればと強く願っております。

(3) 起業と雇用の場の創出についてお伺いをいたします。

都会という消費地からも遠く、そして交通の便の悪い室戸へ企業誘致を働きかけても、現状では実現は皆無に近いのではないだろうかと思ひ弱気になることがあります。ちょっと前まで田舎には働きたくても働く場がないとぼやいていたのが、最近では経営者から従業員の募集をしても一向に人が来んという声が聞こえてきます。仕事の種類にもよると思ひますが、景気がいいのでしょうか。また、人口減少で働き手が仕事を選んでいるのが原因でしょうか。人手不足は都会も田舎もレベルは同じとは言えないかもしれませんが、ちょっと不思議な気がいたします。今の室戸では、一度に5人とか10人を雇ってくれる職場はまれであると言えます。ふるさと納税の返礼品づくりが起業につながった例が各地で起きているようです。例えば、若者が室戸で起業をしたいと決心し、市に相談をした場合、行政としてはどのようなアドバイス等ができるのか、お尋ねをいたします。

(4) 園芸用サポートハウスについてお伺いをいたします。

平成30年度室戸市一般会計第1回補正予算に室戸市サポートハウス整備事業用地取得や造成工事費が計上されております。室戸市サポートハウスについての説明には、就業予定者、特にUターン、Iターンが園芸ハウスを始動するまで研修修了後も栽培から出荷までの活動ができ

るよう支援していくハウスとあります。羽根地区は、古くからハウスナスの栽培が盛んな地区でございました。しかし、最近では、栽培者の高齢化と後継者不足が目立つようになってきているのが現状であります。そういう意味で、園芸用サポートハウスの誕生はぎりぎりセーフというところではないでしょうか。このハウスを活用して次世代の農業経営者が数多く育ち、そして巣立つことを願っております。ぜひ成功させ、第2、第3のハウス建設に結びつくよう声援を送りたいと思います。就農予定者に対する各過程でのサポート体制について説明をいただきたいと存じます。

(5)といたしまして、医療の確保と充実についてお尋ねをいたします。

私は、前回も同じような内容の質問をいたしました。市長の答弁は、室戸中央病院において本年2月1日から内科の外来診療を充実してもらった、また眼科や整形外科などの診療科目の導入についても、現在高知大学や他の医療機関と協議を重ねており、早期の外来診療の実施に向けて取り組んでいる、室戸岬診療所においても、診療日数をふやすことや往診の実施など、診療内容の充実に努めていく、そして今後の医療についても、高知大学や専門家に意見を求め、地域医療計画を策定することにより地域医療の推進に取り組んでいくとの答弁がありました。その後、平成30年度がスタートして3カ月がたちますが、室戸中央病院への診療科目をふやしていただく件や室戸岬診療所の診療日数をふやしていきたいということでしたが、希望どおりに進んでいるのでしょうか。

また、これらのことを実行に移す上で立ちはだかる課題はどんなものがあるのか、あれば教えていただきたいと思います。

廃止された室戸病院が救急病院の指定を返上した大きな理由に、看護師の数が足りない所以对応は無理だということでありました。これとの連動はないかもしれませんが、安芸市が中心となって安芸市へ看護専門学校を設立する計画が発表され、本市でもこの内容について議員総会などで2回ほど説明がありました。私は、多少無理があっても、実現すれば、近くで看護師になるための勉強ができて、親の負担も随分と助かるのではないだろうかと思ったことでした。しかし、突然高知県の協力が得られないため中止とのことでありました。私がこのことを知ったのは、高知新聞の「東部看護学校また頓挫」という記事でありました。中止になるに至った内容を、できればもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

(6)病院移転の現状についてお尋ねをいたします。

羽根町にある病院は、開設してから50年を超えていると存じます。その病院が移転するための土地探しをしているとのことで、市長初め担当課長が当時の理事長のところへ真意を確かめにかかれたのは三、四年ほど前になるのでしょうか。移転する理由は、津波の心配、建物の老朽化、看護師からの交通アクセスの悪さの指摘等さまざまなことであったようです。移転先の候補地も羽根からだんだんと西に向かって遠くなっているよううわさを聞いております。

病院にはたくさんの方が入院をされております。その大部分の方が室戸市民であると思うの

です。移転となれば、一気にその入院患者も室戸を去ってしまいます。また、病院で働いている方も職を失ってしまいます。病院の移転は室戸にとって大損失となり、大変なことであろうと思います。市として今現在、この病院に対してどのような支援策がとれるのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

また、移転情報について何かつかんでいるのでしょうか。知っている範囲で結構ですので、お知らせをお願いいたします。

(7)羽根地区への宅地造成についてお伺いをいたします。

人口減少と高齢化が進む中、市内至るところで空き家が何と多いことに驚いてしまいます。しかし、そんな中でも、逆に家を建てたい、よい土地がないかという声があるのも事実でございます。適当な土地が見つからないという理由で隣町へ家を建て、通勤をしている人もいるのです。

そこで、私の提案なんですけど、羽根に適地を見つけ、造成するのはどうでしょうかということでもあります。羽根なら室戸へ20分ぐらい、高知方面なら車で1時間あれば南国市の手前あたりまで行けるのではないのでしょうか。仕事でも、遊びでも、羽根は室戸市内でも生活しやすい土地ではないかと考えております。検討する価値はあると思うのですが、取り組みについてお伺いをいたします。

大きな2といたしまして、教育についてお尋ねをいたします。

(1)室戸高校の今後についてお聞きをします。

3月定例会に引き続き同じテーマで一般質問を行います。

私は、4月7日に行われました本年度の室戸高校入学式に参列をいたしました。入学者は20人でありました。過去に新入生160人の入学式を経験している者としては、ちょっぴり寂しく感じました。この何年間には10人前後の女子野球部を目指しての入学者がいたのですが、ことしは4名でありました。公立高校にある女子野球部という看板だけでは、もう生徒を集めるのは難しいかもしれません。しかし、唯一の望みは、県東部を女子野球の聖地にするという動きがあることでございます。官民一体となってこの運動を盛り上げてほしいと願っています。

室戸高校を地域で応援をし学校存続を図ろうと、室戸高校や室戸市などが室戸高校魅力化の会を設立したそうですが、ぜひとも口だけではなく、実行の伴う会となるようお願いをいたします。谷村教育長の、室戸高校存続に向けての強い決意のほどをお聞かせをいただきたいと存じます。

(2)児童・生徒への見守りについてお伺いをいたします。

子供の数が全国で減っております。特に高知県はより深刻であります。その深刻さをより強くしたのは、室戸市でございます。子供たちが住みやすい社会や地域の実現に必要なのは、子供を取り巻く環境を改善し、充実させるだけではないようです。親も子も住み続けることができ、幸福を感じられる地域づくりは、行政全部にまたがる課題であると言えます。たとえ人が

減っても住みやすい地域とは何かを考えなければいけません。

各地でいじめで精神的に追い詰められて命を絶つケースが続いているのです。悲劇を防ぐには、まず誰にも言えずに苦しんでいる子供のサインを教員や保護者、友人らが見逃さないようにすることが大切なことであろうかと思えます。いじめや暴力を受け、休んだり、不登校になったりする児童・生徒を守らなければなりません。教育委員会はこれらのことがすぐ情報として共有できるような対策、組織を設けているのでしょうか。児童・生徒への見守りについてお聞きをいたします。

(3)教員住宅の老朽化対策についてお伺いをいたします。

室戸市内に一体何件の教員住宅があるのでしょうか。そのうちに住宅として活用しているのは全体の何割でしょうか。室戸中央病院の横にある教員住宅もかなり老朽化が激しいと思われませんが、建てかえの時期に来ているのではないだろうかと思うのです。使い勝手の悪い住宅には人は入居をしません。新しい教員住宅を建てることによって、長距離通勤をしている教師に入居を勧め、安全・安心と時間を提供するかわりに、室戸の教育に一生懸命取り組んでほしい、そんな思いがいたします。入居希望者が多いのであれば、教員住宅建設も必要であると考えますが、いかがなものでしょうか。教育委員会の取り組み姿勢についてお伺いをします。

これで私の第1回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 町田議員さんにお答えをいたします。

まず、1の(1)室戸世界ジオパークと交流人口の拡大についてでございます。

この件につきましては、3月議会におきましても答弁をいたしておりますが、ジオパーク活動における取り組みといたしましては、室戸ジオパーク推進協議会におきまして室戸ジオパーク実行計画を定めておりまして、守る、学ぶ、もてなす、稼ぐ、広めるという5つの分野で取り組んでいるところでございます。その中の稼ぐの分野におきましては、市民の方々や室戸市観光ガイドの会を初めとする各種関係団体と連携を図りながら、ガイドツアーや港町散策ツアー、西山大地の収穫体験ツアーなどを行っているところでございます。

今後におきましても、各種関係団体などと連携を図りながら、体験プログラムの充実やジオサイトをめぐりながら本市の魅力を体感していただくジオツアーの充実を図ってまいります。

また、観光関連施設につきましては、これまでに吉良川町並み館、室戸ドルフィンセンター、キラメッセ室戸鯨館、室戸世界ジオパークセンターなどが整備をされました。本年4月には、愛称むろと廃校水族館がオープンをしたところでございます。むろと廃校水族館のオープン後におきましては、室戸世界ジオパークセンターの入館者につきましても対前年度比124%となっており、一定交流人口の拡大につながっているものと考えております。

いずれにいたしましても、各種観光関連施設と連携を図り、新しい人の流れをつくり、観光客に宿泊をしていただけるような滞在型の観光を目指した取り組みを進めるなど、一層の交流

人口の拡大と地域経済の向上につながるよう努めてまいります。

次に、ホテル誘致についてでございます。

前日も東京に本社のある企業訪問を行っていることにつきましては申し上げたとおりでございます。また、4月27日には、高松市にありますJR四国の本社を訪問し、誘致活動を行ってまいりました。JR四国といたしましては、松山市や高知市など、JRで所有している土地を活用してホテルの建設を検討していきたいということでございました。また、同社では、今後、インバウンド事業に対応すべく、外国人旅行者向けの簡易宿泊所事業を展開していくということであり、既に京都市で木造2階建て3棟、定員15名の宿泊施設の運営を始めているとのことでございます。今後は、四国内においても同様の事業を展開して、四国へのインバウンド誘客を目指したいとのことでございますので、同市におきましても、古民家など適した物件や場所があれば連携していきたいという意向もお伺いをいたしたところでございますので、今後とも、引き続きJR四国との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)ふるさと納税についてでございます。

本市の平成29年度のふるさと室戸応援寄附金につきましては、10億7,375万7,651円の御寄附をいただいているところでございます。議員さん御案内のとおり、本市への寄附金は年々増加をしてきておりまして、本市の特産品をお礼品として送らせていただいていることから、生産者の方々の所得の向上など一定の経済効果につながっているものと考えております。

また、寄附を受けた基金の活用につきましては、子育て支援や教育、医療の充実を中心に、多子世帯保育料無料化、乳幼児等医療費助成事業、地域医療確保支援事業などに活用をさせていただいているところでございます。

平成30年度の寄附額につきましては、当初予算で9億円を計上しているところでございますが、それ以上の寄附額となるよう努力をしてまいります。

また、新たな取り組みといたしましては、ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクから講師を招聘し、事業者の方々を対象としたセミナーの開催や新たな寄附者獲得を目的としたポータルサイトを開設いたします。また、横浜市で開催されます第4回ふるさと納税大感謝祭へ参加するとともに、自治体連携事業を行っている大正大学が運営するアンテナショップへの出展などにより本市の物産や魅力を全国に発信してまいります。

そのほか、県内10市町で構成するふるさと納税自治体連絡協議会との連携による首都圏でのPRイベントやコラボ返礼品の開発を進めるとともに、滋賀県豊郷町と連携したコラボ返礼品の開発にも引き続き取り組んでまいります。

そしてまた、寄附者や生産者の方々の御意見や御要望をお聞きしながら、より魅力的な返礼品の開発などに取り組むことで、生産者の所得向上、地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、(3) 起業と雇用の場の創出についてであります。

議員さん御案内のとおり、雇用の場の創出につきましては喫緊の課題であり、その解決に向けて企業誘致や創業支援事業の導入などに取り組んでいるところでございます。

創業支援事業につきましては、平成28年度に補助事業を創設をいたしております。創業支援を希望される方が相談に来られた場合には、事業内容等をお聞きをし、室戸市商工会や金融機関とともに事業計画作成の支援やアドバイスを行っており、これまでに3名の方が補助金を活用して新たに起業しているところでございます。

また、平成29年度には、商店街等の空き店舗を改修し、創業希望者が試験的に開業できるチャレンジショップ事業の運用が室戸市商工会を支援することにより開始をされております。現在、チャレンジャー第1号として、大阪から移住された方がネイルショップとダンス教室を開いているところでございます。また、鮮魚及び魚の加工品販売をしている起業家に対しては、ふるさと納税制度を活用した販売促進などの支援活動を行っているところでございます。

次に、(4) 園芸用サポートハウスについてでございます。

園芸用サポートハウスにつきましては、施設園芸での営農活動を希望する就農予定者が、就農時に園芸用ハウスの確保ができない場合に、サポートハウスにおいて一定期間営農活動しながら、技術習得や施設園芸の実績をつくることなどを目的として設置をするものでございます。

また、サポート体制につきましては、就農開始直後やサポートハウスの営農活動中につきましても経営が不安定となることから、室戸市農業研究会のナス部会や認定農業者、先進農家などによるサポートが必要であると考えております。市といたしましては、前段で申し上げました方々による支援とともに、安芸農業振興センターなど関係機関との連携を図り、利用者に対するサポート体制の充実に努めてまいります。

また、サポートハウスの期間終了者につきましては、自身の施設を設置する必要があることから、土佐あき農業協同組合とも連携しながら、青年等就農資金や園芸用ハウス整備事業など、制度資金の活用について支援を行い、新規就農者の経営の安定に努めてまいります。

次に、(5) 医療の確保と充実についてでございます。

まず、協力病院である室戸中央病院の診療科目につきましては、本年2月に内科の外来をスタートしておりますが、7月14日から、高知県立あき総合病院からの医師の派遣により、整形外科の診療が、月1回であります。実施される予定となっております。また、眼科診療につきましては、高知大学医学部附属病院からの医師の派遣により、8月から週1回の診療が開始される予定となっております。現在、その準備中でございます。

次に、市立室戸岬診療所の診療日数をふやすことにつきましては、本年5月より安芸クリニックの医師の御協力を得まして、これまでの診療日に加えて、第1水曜日の診療を開始しております。今後、さらに診療日数をふやすことを考えております。



今後におきましても、市立室戸岬診療所の診療日数をふやすことや常勤医師の確保とともに、協力病院での診療の充実など、現在取り組んでいることをしっかりと進めていくことにより、医療サービスの提供に努めてまいります。

また、市民の方々が安心できる地域医療につきましては、高知大学や専門家の方々などに御協力をいただき、地域医療計画として策定をし、進めることといたしております。

次に、高知東部看護専門学校についてでございます。

看護専門学校の設立や経過につきましては、一部行政報告でも申し上げたところでございますけれども、本年4月24日、一般社団法人高知県東部振興協議会臼井代表理事から、内容といたしましては、運営体制の問題、学生確保の見通し、資金計画などが整わないということで看護専門学校の設立は困難であるとの通知があったところでございます。

したがいまして、大変残念でございますが、現状では看護専門学校の設置運営は難しいと考えているところでございます。

なお、高知県におきましては、東部地域の医療や看護師の確保が重要課題であるというふうを受けとめておりまして、今後、県と東部地域の市町村、関係機関により協議が行われる予定であるとお聞きをいたしているところでございます。そうした中で、当市の医療の状況などにつきましてもしっかりと伝えるとともに、その対策を求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、(6)病院移転計画の現状についてでございます。

まず、平成27年9月に羽根にある病院が市外へ移転を計画しているということをお聞きをいたしまして、関係者とともに病院を訪問させていただき、本市に残っていただくことはできないか、また高台に移転することなどについては市としても協力や支援を行う旨をお伝えしたところでございます。その後におきましても、機会あるごとに理事と面会し、何とか室戸市に残っていただくようお願いをしてきたところでございますが、現在におきましても、施設が一部津波浸水域にあることや耐震化の問題、また看護師や医療事務の職員が県内、県外から来ていることなどもあり、高知市に近い場所へ移転をしたいという意向は変わっていないところでございます。

なお、浸水の状況などにつきましては、津波防災マップや津波浸水予測時間図などのコピーもお渡しをするとともに、安全な場所の用地造成に係る支援などにつきましてもお話をしているところでございますが、前段で申し上げましたように、他市への移転を強く望まれているところでございます。

また、移転先につきましては、これまで田野町、安芸市、南国市等で探しているということでございますが、現時点では移転先や移転の時期につきましてもまだ確定はしていないというふうにお聞きをするところでございます。

本市といたしましては、今後とも、動向の把握に努めるとともに、市内にとどまっていた

くよう引き続きお願いをしております。

次に、(7)羽根地区の高台用地整備についてでございます。

本市におきましては、高台用地整備について、現在室戸地区において測量設計を行っております。今後、開発の規模や区画及び排水路等の整備方針を決定するなど、事業を進めているところでございます。

また、羽根地区の高台用地整備につきましては、議員さん御案内のとおり、定住や移住対策としても効果があると認識をいたしているところでございますが、当地域につきましては、まずは消防屯所の高台移転及び国道からの進入路の整備を考えて進めているところでございます。現在、消防屯所用地及び進入路の測量設計を行っております。

また、並行して、消防屯所や進入路の用地につきましては、地権者の方々との協議を行うとともに、土佐国道事務所や警察との交差点協議などを進めているところでございます。今後におきましては、室戸地区の高台用地整備や羽根地区の消防屯所及び進入路の進捗状況などを踏まえまして、羽根地区における高台用地整備につきましても取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

私からは以上でございますが、教育長及び関係課長から補足答弁をいたさせますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○議長（濱口太作君）** 川上産業振興課長。

**○産業振興課長併農業委員会事務局長（川上建司君）** 町田議員さんに、1の(2)ふるさと納税について市長答弁を補足させていただきます。

まず、ふるさと納税の返礼品登録事業者でございますが、現在本市では、47事業者に約400品目、季節のものなどもございますので、常時約200品目の返礼品を登録をいただいております。また、これまでに寄せられました寄附の件数と金額につきましては、ふるさと納税制度の始まりました平成20年度から平成29年度までの10年間合計で寄附件数は18万6,467件、寄附金額は総額22億5,331万4,656円となっております。

一方、本市から他市町村などへの寄附につきましては、同様に10年間で件数が224件、金額は1,306万7,034円となっております。

次に、ふるさと納税業務の体制についてでございますが、現在本市では、正職員1名、臨時職員2名、パート職員1名の4名体制で業務を行っているところでございます。

なお、4月1日からはパート職員を1名増員し、5名体制で業務を行ってまいります。また、年末年始につきましては、例年寄附が集中する繁忙期となっておりますので、パート職員を増員するなど、体制の充実強化を図ってまいります。

先ほど市長も申し上げましたように、本市の魅力やすぐれた商品を広く全国にPRしていくことで、一人でも多くの方々に本市のファンとなっていただき、生産者の所得向上、地場産業の振興、地域経済の活性化などにつなげてまいります。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 谷村教育長。

○教育長（谷村正昭君） 町田議員にお答えいたします。

2、教育についての(1)室戸高校の存続についてお答えします。

議員御案内のとおり、平成30年度の室戸高校全日制の入学者につきましては20名であります。これは、前年度入学者の42名から半減しており、大変なことだと受けとめ、危機感を持っているところであります。

入学者の減少の要因につきましては、人口の減少など少子化の影響、室戸市の子供の減少、女子野球部などの市外からの入学者減少が主なものであります。今後においても、人口減少や少子化の傾向から、室戸高校への入学者確保は重要な取り組みと認識しております。

このような中、危機感の共有とともに室戸高校を支援する方策を検討し、入学生徒の確保を図るため、室戸高校魅力化の会を設立しました。委員は、室戸高校、商工会、金融機関、PTA連合会、市内中学校、市の関係各課など10名で構成しております。5月の第1回の会では、主に室戸高校の魅力の広報、周知方法について協議したところ、その中の一例ですが、室戸高校からの情報発信の一つとして定期的に「広報むろと」へ掲載し、室戸高校の魅力や取り組みなどをPRしてはどうかという意見が出、早速取り組むこととなりました。今後におきましても、出された意見の中ですぐできるものはすぐ取りかかる、検討すべきことはすぐ検討するという、そういう姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

なお、6月末に開催予定の第2回の会では、県教育委員会の高等学校課や室戸高校PTA会長にも出席をお願いしており、情報共有とともに御意見をお聞きしていきたいと考えております。

主な協議内容としましては、授業、部活動、ボランティア、教職員の交流や地域との交流、さらに議員御案内の女子野球部の支援等についても協議を重ねてまいりたいと考えておりますし、第3回の会では進路保障などを協議する予定であります。

室戸高校は市内唯一の高校であり、地元企業とのコラボ商品の開発やジオパークTシャツの企画、ボランティア活動などを通じて、地域とともに歩む学校として室戸市の活性化に大きく寄与しております。今後とも、中高の連携強化や地域貢献の充実とともに、生徒はもとより保護者、地域にまで室戸高校の魅力を発信し、周知を図ってまいります。

いずれにいたしましても、室戸高校魅力化の会や開かれた学校づくり推進委員会での御意見や協議内容などを参考に、市内、市外からの生徒の確保に向け、室戸高校と連携を強め、支援対策に取り組んでまいります。

次に、(2)児童・生徒への見守りについてお答えいたします。

議員御案内のとおり、潜在化、複雑化するいじめの早期把握には、まず日常での子供同士の関係などをしっかりと行動観察することが重要であり、教職員がアンテナを高くして子供たちに接することが大切だと認識しております。いじめやいじめによる不登校の対策としまして

は、国・県ともにいじめ防止等のための基本的な方針を定めており、これに準じて教育委員会ではガイドラインとして室戸市いじめ防止基本方針を定めているところであります。また、それぞれの学校ごとでは市の方針に基づきまして、いじめ防止基本方針等のマニュアルを作成して対応しております。これらのガイドラインやマニュアルの重要なポイントは、議員御案内のとおり、いじめのサインの早期発見と迅速な取り組みであります。いじめの早期発見、実態把握につきましては、先ほど申しました行動観察に加え、各学校において年2回以上行ういじめアンケートや学校生活アンケートによる調査、個別面談、児童・生徒の日記や家庭訪問などさまざまな取り組みを組み合わせ、いじめの早期発見、認知に努めているところであります。

そして、いじめを認知した場合は、学校及び教育委員会が設置したいじめ対策組織等で連携協議の上、情報を組織的に共有し対応いたします。

また、長期欠席や不登校につきましては、さまざまな要因や複合した要因が考えられますので、月ごとに3日以上欠席者を調べ集約するなど、気になる児童・生徒への対応をしているところであります。

さらに、適応指導教室での心のケア等、個に応じた体制も構築しております。

何よりいじめやいじめに伴う重大事態の防止については、いじめほどの子供にも起こり得るということを教職員を初め関係者が理解して、見過ごすことのない見守りが必要であります。今後とも重大な事態に至らないよう、早期発見と早期対応についてしっかりと関係機関と連携し、室戸市の大切な児童・生徒が楽しく安心して過ごせる教育環境の構築に努めてまいります。以上です。

○議長（濱口太作君） 竹本教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（竹本俊之君） 町田議員さんに、2、教育についての(3)教員住宅の老朽化対策について私のほうから御答弁申し上げます。

老朽化する教員住宅の管理といたしましては、学校数や児童・生徒数の減少に合わせて教員数も減少している中、入居希望のない教員住宅については順次移住体験住宅など他の目的への転用を行うとともに、民間への売却、取り壊しを実施してまいりました。このような中、現在、教育委員会が管理している教員住宅は、吉良川地区に2棟、4部屋、室戸岬地区に4棟、7部屋、室戸地区に1棟、24部屋の計7棟35部屋となっております。

御質問の入居の状況につきましては、室戸地区の室津川教員住宅のみに入居しております。1棟全24部屋中15世帯が入居しております。入居率は63%となっております。この室津川教員住宅は昭和46年に建設されておまして、既に45年以上経過し、議員御案内のとおり、老朽化が進んでおります。このため、毎年必要な修繕を行い、対応しているところでありますが、雨漏りなどにより使用を見合わせている部屋が全24部屋中7部屋ございます。

今後とも、引き続き必要な修繕の実施や県などの遊休施設の利用も検討するなど、教職員の住居の提供とともに、建てかえ等についても関係者の意見をお聞きするなど、検討してまいり

ます。以上でございます。

○議長（濱口太作君） これをもって町田又一君の質問を終結いたします。

健康管理のため、11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、堺喜久美君の質問を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。通告に基づき、市民の目線に立って一般質問を行います。

まず、1、本市の医療体制について。

本市に一般病床の病院がなくなって、市民の皆様の中で、高知の大きな病院で手術をしても、術後、室戸には帰ってこれんと不安や嘆きの声が広まりつつあります。

そこで、お伺いいたします。

(1)地域医療計画策定について。

市長は3月議会で、4月には策定委員会をスタートさせ、少しでも早い段階で策定を終わらせていきたいと答弁されておりました。策定委員会のメンバーはどういった方々で構成され、どのような御意見が出されたのでしょうか。また、今の段階でのタイムスケジュールはどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

行政としましても、地域医療計画の策定や集約化そのものをゴールとするのではなく、室戸市の厳しい現状を少しでも改善し、市民の皆さんが安心して生活できるような医療環境をつくるための取り組みをどのように進めていくのかが課題だと思います。御所見をお伺いいたします。

(2)室戸岬診療所の駐車場確保について。

現在、室戸病院の閉院とともに室戸岬診療所の利用者がふえ、駐車場の確保が問題となっています。ただでさえ駐車場の狭い室戸岬公民館が、診療所の診療日には公民館の事業を計画することができない状況となっています。月曜日には隣接している東部交通の室戸営業所に職員のみ3台分は確保していただいたとお聞きしましたが、抜本的な解決にはなっていないようです。室戸岬診療所と室戸岬公民館、合わせての駐車場の確保を考えていただけないでしょうか、お伺いいたします。

次に、(2)中小企業支援について。

地域を日本をより元気にする、その原動力となるのは、全企業数の99.7%を占め、我が国経済を支える中小企業の皆様にはほかなりません。本市におきましても、数少ないこれらの中小零細企業が元気で成長し、継承していただくためにも、行政として全力で応援していかなければならないと思います。

(1)設備投資を促す制度について。

国では生産性向上特別措置法案を5月17日に成立させ、今後3年間で中小企業の設備投資を促し、生産性向上を図ることを目指すことになりました。具体的には、1番目の条件として、その市町村が市町村内の中小企業は年率3%以上の労働生産性の向上を見込む新規の設備投資をするときは、新規取得整備の固定資産税は3年間0にするということを盛り込む導入促進基本計画をつくり、その計画への経済産業大臣の同意を得ること、2番目の条件として、その市町村にある中小企業が年率3%以上の労働生産性の向上を見込む先端設備等導入計画をつくり、市町村の認定を受けること、この2つの条件を満たした場合に、ものづくりサービス補助金及び持続化補助金、サポイン補助金、大学と連携した研究開発、試作品開発、販路開発を支援するもの及びIT導入補助金という4つの補助金が優先的に受けられるという制度になっています。本市におきましては、1番目の設備投資による固定資産税を0とする室戸市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認として本議会に出されております。

そこで、以下お伺いいたします。

①固定資産税を0にした場合の想定する企業数と固定資産税の額とその影響を伺います。

②ものづくりサービス補助金は申請の締め切りが4月27日、持続化補助金は5月18日、サポイン補助金は5月22日が申請の締め切りでした。IT導入補助金は、8月3日が申請の締め切りとなっています。それぞれの補助金について、本市においては何社の企業からの申請があったのか、お伺いいたします。

また、本市として市内の対象となる中小企業者に対してこのことをどのように情報提供したのか、お伺いいたします。

③生産性向上特別措置法案の成立を受け、国では追加の申請受け付けがあると思いますが、積極的に制度の活用、推進を図るべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。

④中小・小規模事業者は、年率3%以上の労働生産性の向上を見込む先端設備等導入計画をつくることになっていますが、その誘導をどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、(2)窓口の強化について。

私たち公明党は、全国で100万人訪問調査アンケートを現在展開しています。本市での中小・小規模事業者へのアンケートの中間まとめでは、さまざまな支援策がある中で、支援策を利用したことがないが全体の42%でした。その理由としては、制度の要件に当てはまらないが20%あったものの、あとは制度を知っているが手続が煩雑が50%、そもそも制度を知らないが30%という結果でした。また、今後、事業を継承するときに受けたい支援策としては、税制支援に次いで相談窓口でした。室戸市として市内の対象となる中小・小規模事業者に対して速やかな情報提供や手続の支援を行う窓口の強化が求められます。どのような形で進めていかれるのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 堺議員さんにお答えをいたします。

1の(1)地域医療計画の策定についてでございます。

議員さんが御心配をされておられる点でございますが、私も計画の策定をつくって終わり、またこれらを合理化をすとか、集約をするというような方向でまとめるというような考えは持っていないところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

今回の地域医療計画につきましては、本市において市民の方々が安心して暮らしていける地域医療体制を維持をすること、また充実をさせることを大きな目的として策定することといたしております。そして、計画策定に当たりましては、地域医療計画策定委員会を設置したところでございまして、委員のメンバーにつきましては、市内等医療機関の医師9名、市内の関係団体3名、医療関係機関3名の計15名で本年4月に組織を立ち上げたところでございます。

また、計画策定委員会の下部組織といたしまして、市内の課長級5名により地域医療計画検討委員会を組織しているところでございます。

そして、計画策定のスケジュールにつきましては、今後、委託先である高知大学とともに、先ほど申し上げました計画の検討委員会及び策定委員会の中で議論をいただくというところでございますが、そうした中では、本市の医療需要の分析を行うことや救急医療体制の状況、また医療と介護の連携などにつきまして、それぞれ課題について検討を重ねていきたいと考えておまして、また市民の方々の意見を反映するためのパブリックコメントも行う予定といたしていることから、年度内の策定を目指し取り組んでいるところでございます。

これまでの経過といたしましては、4月に組織を立ち上げた後、6月に第1回目の策定委員会を開催をいたしております。そこでは、委員長、副委員長の選任、スケジュール等につきましての協議、また現在の地域医療の状況について御意見をお聞きをしたところでございます。そこで出た御意見としては、室戸病院閉鎖や救急病院がないことにより住民は不安を抱えていること、また救急病院や総合病院の建設につきましては、医師、看護師、薬剤師等の確保の観点から大変難しいのではないかとということ、そして市外の病院から室戸市へ帰る回復期の一般病床が必要ではないかなど、さまざまな御意見が出たところでございます。

こうしたことを踏まえまして、どういった医療体制の構築が本市に適しているのか、またどこまでの医療機能を整備する必要があるかなどにつきまして、今後とも検討協議を重ね、先ほども申し上げましたように、市民の方々が安心して暮らしていける地域医療となるように計画策定を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、保健介護課長及び産業振興課長から補足答弁をいたさせますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（濱口太作君） 辻保健介護課長。

○保健介護課長（辻 さおり君） 堺議員さんにお答えいたします。

1の(2)室戸岬診療所の駐車場確保についてでございます。

室戸岬診療所の受診者数は、平成29年4月から平成30年1月までの月平均は104人でしたが、室戸病院閉院後の平成30年2月以降は月平均293人と2.8倍の増となっているところでございます。市といたしましても、診療日数をふやすことや事務の改善に努め、より多くの皆様に受診していただけるように、診療所体制の充実強化に努めてきたところでございます。

一方で、駐車場が不足している状況となり、何とか駐車場を確保できないかということから、高知東部交通株式会社に御協力をお願いし、室戸営業所の土地に診療所職員用の駐車場としてであればということで、3台分ではございますが、確保したところでございます。

また、現在、室戸岬診療所の近隣で駐車場を借りることができないかなどについて関係者と交渉を進めているところでございますので、今後も引き続き駐車場の確保に努めてまいります。

○議長（濱口太作君） 川上産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（川上建司君） 堺議員さんに、2の(1)設備投資を促す制度について私のほうからお答えをさせていただきます。

本年6月6日に施行されました生産性向上特別措置法では、中小企業の設備投資を促す支援制度といたしまして、固定資産税の優遇措置やものづくりサービス補助金などの国の補助金の優先採択などが規定をされております。これらの支援を受けるためには、議員さん御案内のとおり、1つ目の条件として、市町村において導入促進基本計画を策定し、経済産業大臣の同意を得る必要がございます。本市におきましては、既に導入促進基本計画を作成いたしまして、四国経済産業局と協議をしておりましたが、先日、6月14日付で同意をいただいたところでございます。

御質問の1点目、想定する企業数についてであります。導入促進基本計画では、計画期間中3年間の目標件数を10件程度としております。

次に、固定資産税の額とその影響につきましては、今後、企業側に先端設備等導入計画を策定していただくこととなっております。現時点では設備投資の額や内容が明らかになっておりませんので、試算にまでは至っていないところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、本制度の対象となった場合には、市が減免する固定資産税の75%に相当する額が交付税措置されることとなっております。

次に、2点目の各補助金の申請企業数と情報提供の方法でございます。

まず、本市における情報提供といたしましては、企業訪問や市広報でのお知らせに加えまして、支援機関であります室戸市商工会や金融機関を通じて市内企業の皆様に御案内をしているところでございます。

その結果、本市においてこれまでに申請があった件数といたしましては、試作品開発や生産



プロセスの改善を行うための設備投資を支援するもの、いわゆるものづくりサービス補助金は3件、小規模事業者の販路開拓等を支援する持続化補助金は4件、大学等の研究機関と連携して行う研究開発等を支援をいたしますサポイン補助金は現在のところ、ゼロ件です。ソフトウェアなどの導入を支援するIT導入補助金につきましては1件の申請となっております。

次に、3点目の積極的な制度の活用推進についてでございますが、先ほどお答えしましたとおり、導入促進基本計画につきましては、国の同意が得られたところでございますので、今後におきましても、企業訪問やホームページ、広報などに加え、室戸市商工会や金融機関の御協力もいただきながら、改めて各支援制度の周知と活用の推進に努めてまいります。

4点目の先端設備等導入計画作成の誘導につきましては、各支援機関と連携して、事業者の方との個別面談を実施することなどによりまして、先端設備等導入計画の作成を誘導、支援をしていきたいと考えております。

次に、(2)窓口の強化についてお答えをいたします。

室戸市では、平成28年度から創業相談窓口を産業振興課に設置をいたしまして、高知県や室戸市商工会、市内の金融機関と連携をして創業支援を行っております。事業計画の作成に当たりましては、創業希望者と商工会の経営指導員、市の職員の3者での面談を複数回行うなど、手続面での支援も行っているところでございます。中小企業の設備投資等の相談につきましても、創業支援窓口と同様に産業振興課がワンストップ窓口として商工会や金融機関としっかりと連携して支援、フォローを行っていくこととしております。

また、各種支援制度の情報提供につきましては、これまで取り組んでおります企業訪問や広報、ホームページでの情報発信、また商工会、金融機関などからの情報提供に加えまして、メールマガジンの発行など新たな取り組みを検討し、情報提供の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 堺喜久美君の2回目の質問を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。2回目の質問を行います。

それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず、産業振興課の窓口の強化について伺います。

広報とか企業訪問などをして手を尽くされているとお伺いいたしましたが、私の数少ないアンケートですけれども、そもそも制度を知らないというのが30%あったというのが私もショックでしたけれど、このようなアンケートの答えがないように、より一層の御支援をお願いしたいと思います。

それから、医療体制についてでございますが、市長は今年度末をめどにしたいというふうに御答弁されましたが、小松市長は今期で市長職を辞すると発表されておりますので、今年度末というのはいささか……。

(発言する者あり)

○10番（堺 喜久美君）（続） 済みません、もとに戻ります。黙っとして。

○議長（濱口太作君） 山本議員、静粛にしてください。

○10番（堺 喜久美君）（続） それぞれの委員さんには小松市長の名前で小松市長が深い思いを込めて委嘱をされたと思います。市長の在職中にある程度の構想を示して次のリーダーにバトンタッチするというのが市長としての責任であり、小松市長の政治的手腕が問われるのではないかと思います。このまま置けば、委員会に丸投げしたのではないかということをおっしゃるわけかありませんので、市長の思いをもう一度伺いたします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 堺議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

まず、地域医療計画についてでございますが、私は丸投げをするつもりは全くありません。

ただ、私の意見ばかり申し上げて、私の意見でまとめていくという考えもありません。専門家の方々の意見を聞いてまとめていく必要がある、また地域の方々の意見を聞いてまとめていく必要がある、そしてまた必要なときには自分の意見を言ってまとめていきたいというのが私の考えでございます。

そして、その地域計画策定委員会の中で進捗状況を協議をしながら進めていただくということでございますので、そうした中ではパブリックコメントもやりたいという意見もあって、年度内というふうの方針が出されているわけでありますが、私としても概要としてとか、姿をなただけ早い段階でまとめていくと、まとめていただきたいという思いはたくさんあります。自分の考えも持っていることは事実でございますので、先ほども何回も申し上げますが、私が言った方向ばかりでまとめるつもりはありませんので、それはいろんな形で一番望ましい姿にまとめていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほどの生産性向上特別措置法に係る中小企業に対する設備投資を促す政策が余り地域の方々に浸透がされていない。この辺については、議員さん方のアンケート調査の結果、30%の方が制度を知らないというような調査結果が出ているということでございます。この辺につきましては、私どもとしましてもぜひそうしたことの無いよう、しっかり関係者の方々には周知徹底を図るということで、あらゆる媒体を使ってそうした制度の周知というものに努めてまいりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（濱口太作君） これをもって堺喜久美君の質問を終結いたします。

次に、山本賢誓君の質問を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 8番山本。6月定例会におきまして、自民クラブの一員として一般質問を行います。

まず、1番目の時間外勤務手当の全額支給について伺いをいたします。

時間外勤務手当は、室戸市一般職の職員の給与に関する条例の第13条に、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し

て、勤務1時間につき、第15条に規定する云々とあり、算出された金額を支給すると明記をされております。果たしてこの約束事が守られているのかということになりますが、私は残念なことに、勤務した全時間に対して支払えということであれば、それは支払われていないのが現状であると思っております。

昨年からことしにかけて、職員の家族の方々から、あるいは他の市町村の職員から、あるいは室戸市の職員自身から、サービス残業の実態が生々しく伝わってきております。公務員のサービス残業はある意味詮索することがタブー視されていたような気もしますが、このような状況が横行することを黙認することはできないと思います。複数年間、深夜あるいは午前2時、3時まで勤務しても、超過勤務手当を全額支払ってもらっていないというような職員もいると聞いております。このことは、他の市町村の職員が、室戸市には24時間働いている職員がおるぞというような、それは冗談ですけれども、ことを聞いて、詳細を聞くと、この職員にたどり着いたということでもあります。

室戸市では、超過勤務手当をもらっていないということは、時間外勤務命令簿を出していないということになっているから、残業手当は不支給ということにはなりますが、実態は基本的な超過勤務手当の支給を受けたら、もう手当がないという判断で時間外勤務命令の伺いを立てないということもあります。また、ある職員は、退出の間、タイムカードを押してから、それから残業をするというような話も聞きました。非常に根の深い問題ではなかろうかと思えます。

しかしながら、最高裁判例では、伺いを立てていなくても、それを証明できる資料があれば支払えるという事実があります。要するにサービスの時間外勤務が慢性的になるということは、管理職の責任でもあると思います。職員は、出勤、退勤時にはタイムカードを記録していますから、管理職が毎週、あるいは毎月ごとに職員のタイムカードを確認してやれば、自分の部下がどのような勤務形態であるのかは把握できるわけでありまして、それができてないということは管理職の職務怠慢でなかろうかと思えます。

3月議会での私の質問に総務課長答弁では、職員の超過勤務時間が月50時間を超えている場合は、本人面談や課内会等で改善通知を行うという答弁がありましたけれども、全庁的にこの50時間の通知をしたところで、その50時間分が全額支払われているかといえばそうでないという実態もあります。全庁的に改善の取り組みがなされなければ、管理職の意向で超過勤務手当に差が出たりということはあるとはならないことでもあります。連日の長時間の残業は、体調管理、健康管理の観点からも大きな問題があり、また幾ら働いてもサービスとなれば職員の公務に対する士気にもかかわる大きな問題であります。手当がなくても、それでも仕事はしなくてはならないという職員のその思いが現在の室戸市政を支えてくれているのであって、その思いに市当局は応えてやるべきだと思います。

冒頭に述べましたように、時間外勤務手当は、室戸市一般職の職員の給与に関する条例の第

13条にあるように、残業手当を支払わなくてはならないということでもあります。このことを前提にするには、所属課長の残業の実態把握が必要であります。そういったことから、人員配置も含めた業務内容の改善が必須であろうと考えます。

質問事項としまして、1、タイムカードの管理及び確認はどのように行っているのか、お伺いをいたします。総務課長、企画財政課長、防災対策課長、産業振興課長の答弁を求めます。

2番目として、サービス残業が横行しているとの意見及び苦情を職員の家族等から直接聞きますが、実態としてどのような状況なのか、正直にお答えを願います。

3番目、各課において時間外手当の伺いを立てにくい雰囲気があると聞きますけれども、総務課長はそれを全て把握しているのかどうか、お伺いをいたします。

4番目、複数年、深夜及び未明までの残業が恒常的に続いたが、正規の超過勤務手当が支払われていない現実があります。担当課長は、総務課からの通達もあるようですけれども、どうして対応できなかったのか、お伺いをいたします。

5番目、職員組合から、時間外勤務手当の全額支給を求める要望書は総務課及び市長のほうに来ていないのかどうか、お伺いをいたします。

6番目、超過勤務手当が支払われないという違法な状況が確認されれば、高知県人事委員会に対して措置請求という方法で判断を仰がなくてはならなくなりますけれども、市長は早急に全額支給をするという判断にはならないのか、全額支給するのかどうか、お伺いをいたします。

7番目、管理職は職員管理の責任があります。管理責任の徹底をいま一度検討すべきじゃないか、また管理職手当の概念は何か、お伺いをいたします。

2番目、総合病院建設について、私は室戸市の地域性あるいは人口構成のいびつさを考慮すると、早急に室戸市の総合病院建設の動きを加速すべきだと考えております。病院建設には大変な労力と資金、時間がかかると思います。しかしながら、室戸市の今後をどう考えても、市民の皆様の要望に応える方策は、診療所の充実であったり、既存の病院の充実ではありません。もう5年もすれば室戸市の現在の医療体制も大きく変化し、小手先の対応ではどうしようもない現状が待ち受けていると想像できます。御高齢者の方々が病院を求めて市外へ市外へ行くようになると、医療費はかさみ、国保料金にもはね返り、働ける室戸市民が高齢者を支える体力がなくなってしまう。また、総合病院の魅力は、高齢者だけではなく、若い世代も引きとめ、そして子育て世代も引きとめ、県外からの移住者の方々の移住判断の基準にもなります。総合病院建設には多くの課題がありますが、それでも取り組むことが室戸市という自治体を存続させる唯一の手段と考えてもいいのではないかと思います。

総合病院建設には、用地の確保から始まり、計画に沿った建築計画で進んでも、少なくとも5年間はかかるのではないかと私は思います。建築計画と同時に病院スタッフの確保もしなくてはなりません。医師、看護師、薬剤師、その他もろもろのスタッフの確保は大変な作業にな

るのではないかと想像ができます。

しかしながら、室戸市の将来に明かりをとす方法は、間違いなく総合病院の建設であります。室戸のような僻地での病院経営は間違いなく赤字経営になると想像できますが、その赤字負担は室戸市の一般財源から赤字補填を行っても、室戸市民は理解をしてくれると思います。また、基金の有効利用、あるいはふるさと納税寄附金等の有効活用等が考えられると思います。現在、室戸市の医療計画については、地域医療計画策定委員会において検討されているようですけれども、とにかく一刻も早い段階で策定をお願いして、医療体制の充実に目途を立てる必要があると考えます。

質問事項としまして、小松市長在職時に起きた医療危機でありますから、私はできれば市長任期終了までに計画策定の完了を見たいものだと思っております。市長の思いが詰まった室戸市の医療体制構築計画をぜひ見たいものであります。室戸市の要請では、関係各位の協力を得ながら、任期中に計画策定ができないものか、お伺いいたします。

2番目、市長に、この医療計画策定の中に総合病院建設の選択肢がないのかどうか、お伺いをいたします。

3番目、むろと光サービスの疑問点について。

今からの質問は、エフビットコミュニケーションズには関係のないことでありますので、間違いのないようお願いをいたします。

この光サービス事業は、平成23年4月からスタートしております。市内全域に約15億円ぐらいだったと思いますけれども、それぐらいの費用をかけて光ファイバー網を整備して、ブロードバンド・ゼロ地域や地デジ難視聴地域が解消され、室戸市民の財産となっていると思います。

しかしながら、光回線によるネット利用者から、多くの苦情が寄せられているのも事実であります。回線がなかなかつながらない、つながっても、回線の通信スピードが遅いという苦情が主たるものであります。光ファイバー、光回線でありながら、そういうことが起こり得ること自体がおかしいのではないかと思いますけれども、その原因究明がなされなくてはならないと思います。

室戸市にもその苦情情報は耳に入り、今回補正でその対応をするようですけれども、原因究明がなされているのかどうかであります。原因の中には、私の考えでは、回線網に何か障害が発生しているのではないかと、あるいは回線網からの内線機器に不備があるのではないかと、あるいは設計容量が満たされていなかったのではないかとというような検証がなされて初めて予算措置がなされるべきではないかと思っております。今回予算措置されたということは、原因が究明できて、その対応に予算計上されたと判断していいのかと思っておりますけれども、質問事項としまして、1番、室戸市の光回線接続利用者数は、何人か。

2、ネット利用者から多くの苦情が出ているが、その原因は把握しているのか。

3、光回線容量は契約どおりの容量規模が確保できているのかどうか。

4、確保できているとしたら、どのような方法で確認をしたのかどうか。

5番目は、その補正予算、措置の中身を教えてくださいと思います。

次に、4番目、建設工事指名業者等審査委員会のあり方についてお伺いをいたします。

最近の室戸市の建築業者対応に私は非常に不信感を持っております。異様で異常な工期延長への異常な配慮、行政がこんなことをしているのかというようなことが事実あり、たびたび議会で追及されたことがテレビで流れ、またある人物の市民新聞によって全市民が周知することとなり、市民はあきれております。

市長退陣後も、こういった特定業者擁護の姿勢が継続される状況が生まれはしないのかと、秋の市長選に向けて市民も不安を抱えております。平成26年度から27年度にかけての特定業者の契約条項無視とも言える行為と、それを許してきた事実があります。指名審査委員会は、そういった状況の中でも、工事変更議案が議会承認を得られていれば、法的に問題がないからペナルティーなしで新たに審査をし、また各工事の入札においても総合評価方式の採点に何の影響もなく事が進んでいるということでもあります。業者に瑕疵があっても、そうならないように室戸市が業者を保護しますから、毅然たる態度は現市政の間は無理な注文になるということでもあります。室戸市がペナルティーを与えないのであります。

しかしながら、審査委員会の中で手続上、瑕疵がなくても、恒常的にこういう行為を繰り返す業者には何らかの意見をして、厳しく業者を指導するというような形をとらなければ、いつまでたっても不正は是正できないということになります。おかしいことに気がつかない審査委員ばかりではだめであります。勇気のある審査員が数名でもいないものかと危惧するところがあります。

質問事項として、審査委員会の中でおかしなことは是正しようという議論はあったのかどうか、お伺いをいたします。

5番目、室戸市観光協会へのかかわりについて。

室戸市観光協会は、室戸市も財政支援を行っておりますが、その運営に関する中身に対して室戸市がどの程度立ち入れるのかという問題がありますが、その点についてお伺いしたいと思います。

1番目、室戸市観光協会が一般社団法人化したのはいつなのか。

2番目、社団法人になる前、直近の経営収支の決算報告書はどのような状況だったのか、お伺いします。

3番目、社団法人化後の決算状況はどのようなのか、お伺いをいたします。

4番目、室戸市は補助元として、どの程度室戸市観光協会の決算事項に立ち入れるのか、お伺いをいたします。

5番目、社団法人になるために収支決算書を改ざんし、高知県に申請したという外部からの

指摘もありますけれども、真実はどうなのか、お伺いいたします。

6番目、社団法人になるための基本的な資格要件は何なのか、お伺いいたします。

7番、もし万が一改ざん等の決算をして、不正に社団法人化し現在に至っているとしたら、室戸市も補助金差しとめというような措置もとらなくてはならないし、歴代観光協会会長が不正と思われる会計処理を継続していたとしたら法的措置も必要になると思いますけれども、調査する意向はあるのかどうか、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） 昼食のため13時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 山本議員さんにお答えをいたします。

まず、1の(2)総合病院の建設についての中の1点目、計画策定につきましては、前段の議員さんにもお答えをいたしたところでございますけれども、4月には庁内の関係課で組織する地域医療計画検討委員会を立ち上げております。

また、医師や住民代表等で組織をする地域医療計画策定委員会も4月に立ち上げており、それぞれ1回、委員会を開催をいたしているところでございます。今後、計画の委託先であります高知大学とともに、先ほど申し上げました計画の検討委員会及び策定委員会の中で本市の医療需要の分析であるとか、救急医療体制の状況、医療と介護の連携などについて検討を重ね、本市で取り組むべき地域医療に係る対策となるよう、地域医療計画としてまとめてまいりたいと考えております。

また、計画策定におきましては、パブリックコメントを行う予定であることから、年度内の策定を目指しているところでございます。

次に、2点目の総合病院建設の選択肢の問題でございますが、これも御案内のとおり、一般的に総合病院とは各種の診療科が存在すること、また一定病床規模が大きい病院を総合病院と言うのではないかと存じますが、そういった病院の建設につきましては、まず安芸保健医療圏で病床数の確保が可能であるかどうかといった点の確認、また病院の施設建設費や医療機器に対する財源対策、医師、看護師、薬剤師等病院スタッフの確保などが大きな課題になるものと考えております。

また、規模はそれよりは小さくなりますけれども、有床診療所の建設につきましても同様のことが課題になるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、そうした点も踏まえまして、どういった医療体制の構築が本市に適しているのか、またどこまでの医療機能を整備する必要があるかなどについて、今後計画策

定委員会の中で協議検討を重ね、市民が安心して暮らせる地域医療となるように取り組みを進めてまいります。

次に、(5)室戸市観光協会へのかかわりについての中の4点目の決算事項の件についてでございます。

御案内のとおり、地方自治法第157条では、普通地方公共団体の区域内における公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるものと規定をされております。また、同法第221条第2項の規定によりまして、予算の執行に関する長の調査権等が示されているところでございます。そしてまた、室戸市補助金交付規則第15条の規定では、必要を認めるときは書類を検査し、または補助事業等の執行状況について実地検査をすることができることとなっております。また、同条第2項では、室戸市監査委員が必要を認めるときは、その監査を受けなければならないとされているところでございます。

したがいまして、これらの点を踏まえた対応ができるものと考えておりますが、補助金に関するものとしたしましては、補助金交付申請書や実績報告書等により確認を行っているところでございます。今後とも、適正な執行について、点検や指導をしっかりと行ってまいります。

なお、観光行政の推進につきましては、市と観光協会の役割分担とともに、効果的な観光振興となるよう連携をしてまいります。

私からは以上でございますが、副市長及び関係課長から補足答弁をいただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（濱口太作君） 久保総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（久保一彦君） 山本議員さんにお答えします。

まず、1の(1)時間外勤務手当についての1点目、タイムカードの管理及び確認についてでございます。

この点につきましては、お尋ねのほかの3課につきましても同様の取り扱いとなりますので、私からお答えさせていただきます。

現在、職員のタイムカードにつきましては、本庁の部署については総務課において作成し、地下の職員出入り口において当退庁時に職員がみずから押印し、翌月初めに各課において確認を行った上で取りまとめの上、総務課に提出することとなっております。総務課では、提出されたタイムカードと時間外勤務命令簿により時間外勤務手当の対象となる時間数及び月50時間を超えて時間外勤務を行っている職員の確認作業を行っております。

次に、2点目の時間外勤務の実態に関してでございます。

時間外勤務の実態につきましては、先ほど申し上げましたタイムカードの確認により一定の確認はしているところでございます。一方で、時間外勤務手当につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたように、室戸市一般職の職員の給与に関する条例第13条で正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に対して時間外勤務手当を支給することと規定してお



ります。このように、時間外勤務は事前に所属長に時間外勤務命令を受けて行うこととなっているところではありますが、当然食事や休憩時間等もあり、タイムカードの時間と時間外勤務手当の退所時間が一致しない場合もあるほか、職員がみずから職務に関する知識や理解を深めるために学習したりする場合など、タイムカードの差全てが必ずしもサービス残業とは理解していないところでもあります。

しかしながら一方で、職員がその責任からみずからの判断で自主的に行っている場合などがあるのも事実でございますので、こうした取り扱いや考え方に格差が生じないような取り組みが必要であると考えております。

次に、3点目の時間外勤務の命令についてでございます。

先ほど申し上げましたように、時間外勤務命令の取り扱いに課や職員によって格差や偏りがないように、これまでに課長会を通じてどういった業務において時間外勤務が必要か、課内において共通認識を持つとともに、真に必要と認められる場合は補正予算で対応するよう通知を行っているところでございます。今後につきましても、職場内における相談しやすい環境づくりも含め、統一的な取り扱いとなるようさらに周知徹底してまいります。

次に、4点目の長期にわたって長時間勤務をしている職員に対する対応についてでございます。

これまでの取り組みとしましては、月50時間を超えて時間外勤務をしている職員の所属長に対して、本人面談及び課内会等により必要な措置を講じるよう文書による通知を行うとともに、平成29年度におきましては、必要と認めるものについては時間外勤務手当について補正予算に計上する等の対応を行ってきたところでございます。

また、本年度につきましても、昨年度の実績も踏まえ、当初予算における時間外勤務手当は前年度より約300万円増額しており、今後につきましても、必要と認められる場合は補正予算で対応していくこととしております。

そのほか、さらなる改善に向けて、本年度より所属長による職員の出退勤の確認の徹底や、月50時間を超えて時間外勤務を行った職員について実態把握を行い、長時間勤務の要因や健康状態改善の見通し等について、改善させるまで毎月、長時間勤務職員報告書を提出することとし、3カ月以上連続して月50時間以上の勤務が見られた場合は、総務課による面談を行った上で、必要に応じて産業医への相談も行うことなどについて、年度当初の課長会において通知を行い、現在取り組んでいるところでございます。

また、本年度計画しております全職員に対するタイムマネジメント研修や毎年実施している業務改善などの研修を通じて、現状維持ではなく、どうすれば改善につながるのか、常に問題意識を持つことにより業務改善などによる時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えております。

次に、5点目の職員組合からの時間外勤務に関する要望についてでございます。

昨年度、職員組合からは長時間労働の是正や残業代の予算化を求める要求があり、長時間勤務命令の統一的な取り扱いの周知や長時間労働縮減に向けた具体的対策の検討を行うとともに、必要な時間外勤務手当の予算確保に努めていく旨回答しておりますが、今後についても、お互いに業務改善などの対策について考えていく必要があると認識しております。

次に、3のむろと光サービスについてでございます。

本市のブロードバンド施設整備事業につきましては、御案内のとおり、国の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して整備を行い、平成27年からサービスを開始したものであります。

それでは、順次お答えいたします。

まず、1点目の本市のブロードバンド施設におけるインターネット利用件数についてでございますが、平成30年5月末時点の加入件数は1,209件となっております。

2点目の通信速度に関してでございますが、近年、スマートフォンの爆発的な普及によりインターネットが身近なものとなり、いつでも気軽にネット検索や動画視聴等ができるようになりました。スマートフォンは、契約内容にもよりますが、屋外では使用料などにより一定の制約がありますが、御自宅にむろと光サービスによるインターネット環境とWi-Fiルーターがあれば、回線使用料を気にすることなくスマートフォンを利用することができることから、自宅でのスマートフォンの利用がふえ、運営事業者が当初利用していた上位回線が混雑状態となり、速度不振が見られるようになりました。運営事業者では、これらを改善するため、平成28年に、それまでの県情報ハイウェイ回線に加え、新たに上位回線を持つ大手通信事業者回線に新規増設し、速度不振は一旦改善が見られたところです。その後も状況を見ておりましたが、さらに回線使用量がふえ、再度速度不振に陥ったため、平成29年に再び運営事業者において上位回線の増幅を行い、解消を図ったところでございます。これらの上位回線の増幅により、速度不振自体は改善されましたが、現在稼働しているメインルーターがその処理能力に耐えられなくなり、突発的に回線が不安定になるなどの症状が発生していることが原因であることなどを確認しております。そのため、今補正予算において関係予算を計上させていただいているところであります。

3点目の光回線の容量についてでございますが、本市のブロードバンド施設整備事業につきましては、工事完成検査時に必要な動作、導通試験などを行っており、設計書どおりに完成していることを確認しております。

4点目のその確認方法についてでございますが、先ほど申し上げました工事完成検査時における動作、導通試験などでは、当然問題はありませんでした。また、竣工後に行いました設備内のネットワーク機器及び各センターから利用者間での速度測定においても特に問題はないことが確認されております。

5点目の今回の補正予算の内容についてでございますが、先ほど2点目でも申し上げましたように、現在設置しているルーター機器を取りかえることにより通信速度の安定化を図ることと

しているところでございます。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 久保副市長。

○副市長（久保信介君） 山本議員さんにお答えいたします。

まず、1の(1)時間外勤務手当に関する御質問の6点目と7点目についてでございます。

順序が前後して恐縮でございますが、まず7点目の管理職手当の概念についてからお答えをさせていただきます。

管理職手当は、地方公務員法第24条第5項及び室戸市一般職の職員の給与に関する条例第16条の2、同規則に基づき、管理または監督の地位にある課長等の職にある者に対し支給する職員手当の一つでございます。

この管理職手当の性格といたしましては、管理監督という職務や職責の特殊性、困難性、責任といった面に加えまして、勤務面におきましては、管理職も必要な場合にはみずからの判断に基づき、時間外勤務や休日勤務を行うことはありますが、管理職にはそうした時間外勤務や休日勤務手当などは支給されませんので、そうした勤務対応の面も踏まえて設けられた制度であるとされているところでございます。

そして、6点目の管理職の管理責任についてでございます。

課長等の管理職は、行政組織規則におきまして、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督することとされております。課の事務を掌理し、職員の指揮監督、管理を行う上で職員の勤務状況等を把握し、必要な指導、指示を行うことは職務上必要なことであると考えます。こうしたことは、日ごろから市長や私、あるいは総務課長から課長会の中などでも折に触れその必要性などについて話をしているところでございますが、今後とも各所属長に対し、所属職員の勤務実態の把握に努め必要な指導を行うとともに、問題解決や業務改善などにより時間外勤務の縮減及び職員の健康管理に努めることなどについて再度徹底をまいります。

次に、(4)建設工事指名業者等審査委員会に関する御質問についてでございます。

市発注の公共工事における工程の管理等につきましては、これまでもさまざまな御意見をいただいているところであり、発注者としてしっかりとした管理が行われていかなければならないことであるということはこれまでも申し上げてきたところでございます。建設工事指名業者等審査委員会での議論との御質問でございましたが、こうしたことに対するこれまでの取り組みについてお答えをさせていただきたいと思っております。

市発注工事における工期の延長の適否などの判断につきましては、個々の監督職員や担当課だけの判断ではなく、市として統一した取り扱いが行われる必要があるとの考えに立ちまして、平成28年度末より工事の履行に遅滞が見られた場合などに、その都度公共工事にかかわる複数課の担当職員などで、その取り扱いについて協議の場を持つことといたしました。

そして、平成29年2月には、工事履行遅滞の取り扱いに関する事務処理フローとして取りまとめまして、市として統一的な取り扱いを行うことについて、庁内各課に周知を図ったところ

でございます。

その後、平成29年6月には、先ほど申し上げました庁内の関係課協議を組織化いたしまして、建設工事等発注関係事務検討委員会として立ち上げ、工期の適正な設定や完成期限延長の適否、工期に遅滞が生じた場合の取り扱いなどについて協議検討の上、統一的な判断を行うこととしているところでございます。

また、そのほかの取り組みといたしまして、地方自治法施行令第167条の10の2に規定いたします総合評価方式の評価基準におきまして、平成28年度以前は独占禁止法または刑法違反による指名停止のみが減点の対象でありましたが、平成29年度からはそれ以外の、例えば正当な理由がなく完成期日に完成できなかったときに該当して指名停止処分を受けた場合などにつきましても、総合評価の減点の対象として新たに評価基準に加えたところでございます。

さらに、工期延長の決裁行為におきましても、これまで議決を要するもの以外は担当課長決裁としておりましたところ、本年度から契約金額に応じて当該契約の決裁権者の決裁事項、例えば市長の決裁を要する契約でありましたら、工期の延長についても市長の決裁を要することとする内容の事務決裁規程の改正を行ったところでございます。

いずれにいたしましても、公共工事の発注、工期の管理等につきましては、適正かつ統一的な取り扱いが必要であると考えておりますので、今後におきましても、そうしたことについて職員の認識と理解を深めるとともに、課長会等を通じ、常に早目の段階から進捗状況の把握及び工程管理等について徹底を図り、適切な管理が行えるよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

**○議長（濱口太作君）** 山崎観光ジオパーク推進課長。

**○観光ジオパーク推進課長（山崎 桂君）** 山本議員さんに市長答弁を補足させていただきます。

1の(5)室戸市観光協会へのかかわりについてでございます。

まず、1点目の室戸市観光協会が一般社団法人になった時期についてであります。同協会につきましては、20年以上前から社団法人でありましたが、国の法改正に伴い平成25年2月に一般社団法人へ移行認可の申請を行っており、そして同年3月22日付で高知県から認可の通知がなされ、同年4月1日付で高知地方法務局に登記がなされております。

次に、2点目の室戸市観光協会が一般社団法人となる前の決算状況でございますが、同協会の資料によりますと、一般社団法人となる前の過去3カ年の収支につきましては、平成22年度の収支差額は105万6,217円、プラスでございます。平成23年度はマイナス56万3,067円、平成24年度はマイナス117万5,891円となっております。

次に、3点目の一般社団法人となった後の決算状況につきましては、財務諸表の一つである正味財産増減計算書における当期一般正味財産増減額では、平成25年度は241万5,691円のプラスでございます。平成26年度はマイナス158万312円、平成27年度はマイナス56万1,039円、平

成28年度は437万3,088円、平成29年度は14万7,049円となっております。

次に、5点目と7点目につきましては、一般社団法人への移行に際しての手續に関することであり、関連性がございますので、あわせて御答弁させていただきます。

室戸市観光協会が平成25年2月に行いました、県への移行認可申請につきまして県にお聞きしましたところ、県観光政策課において、関係書類も含め審査をされ、法務課で確認された後、高知県公益認定等審議会に認可についての諮問が行われております。その後、同審議会による認可の基準に適合すると認めるのが妥当であるとの答申を受け、平成25年3月22日付で県からの認可の通知がなされ、これを受けて高知地方法務局に法人設立の登記がなされ、移行の手續が行われているものと認識をしております。県にお聞きしたところでは、これらの手續において特に問題があったというようなことはお聞きしておりませんが、仮にそうした事実が確認されれば、市として適切な対応を行ってまいります。

最後に、6点目の一般社団法人になるための要件でございますが、一般的には一般社団法人を設立する際の手続の流れとしましては、定款の作成、理事の選任、法務局または地方法務局への設立の登記の申請などとなっております。また設立に当たっては2名以上の社員が必要となるものと考えております。以上でございます。

**○議長（濱口太作君）** 山本賢誓君の2回目の質問を許可いたします。山本賢誓君。

**○8番（山本賢誓君）** 2回目の質問を行います。

まず、一番最後に答えてくれた観光協会の関連でお聞きしたいと思います。

今課長が社団法人化する前後の収支決算を言ってくれましたけれども、その平成22、23、24はずっとマイナスが来て、社団法人化する時の前年度の決算だけプラス、その後、またずうっとマイナスっていう状況ですわね。このときに、世間のうわさでは決算書の改ざん、悪く言えば粉飾決算というような格好になるわけですがけれども、そういったことが行われたのではないかっていうことがあって質問もさせてもらったんですけど、ちょうどこのときだけ黒字になってますわね、241万円。それで、そういうことも含めておかしいじゃないかと思われるんですけども、市長の答弁では、157条に指揮監督ができる、あるいは長の調査権限もあると、それから補助金交付規則の中でも調査ができるということがあります、それとおいて監査も実施ができるというような答弁があったと思いますけれども、この観光協会の理事の中に市の監査委員が名を連ねてますわね、それともう一人議員も、これなんかは立入調査ができる権限のある部署の人がこういうところに名を連ねるのはおかしいじゃないです。それも答弁していただきたいと思います。

それと、6番の社団法人になるための基本的な資格要件は何かとの答弁の中で、いろいろな職員とか理事とか言っていましたけど、このときに財務状況というものは関係あるのかないのかをお聞きします。

それから、今後しますということですがけれども、その収支決算書をもらうときに、そのとき

だけの収支決算じゃなくて、補助金の交付申請をするときに、その年の収支計画だけか、それとも前年度の繰越金額も入った、連結とまでは言わんがですけど、前年度の繰越分も入った収支予算書が補助金交付申請の中に添付されてるのかどうか、もう一度答えていただきたいと思っています。

それから、28年度は437万円の赤字ということですがけれども、基金残高ももう400万円ぐらいしかないですよ。これは今まで協会の売り上げの中から補填をしてきたみたいですけども、これももう基金残高がないわけですけど、今後どう対応していくのか、お聞きしたいと思います。

それから、1番目の残業手当の問題に入りますけど、これから改善していくというふうに答弁があるわけで、今まで全額支給をされているかということには答えられない、当然してないから答えられないということですがけれども。一部の例で、残業をしている方は平成13年12月に改正された脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について、厚生労働省労働基準局長通達で、以下過労死労災認定基準というのがあります。それで、その中では、発症1カ月前ないし6カ月にわたって1カ月当たりおおむね45時間を超える時間外労働時間をすると、業務と発症との関連性が徐々に強まる評価ができるという、そういうことが認定されちゃうわけですよ。それが、実際に室戸市の職員でそういうことがあっちゃうわけですよ。それから、総務課長は月50時間を超えたらっていう話で職員本人と、それから所属長に通達をして改善をする、それから残業時間の縮減を図ると言いますがけれども、そのカードが出てきたときに、50時間を超えたときに、全て支払っているのかどうかです、それを聞きゆうわけですよ。支払っているかどうかで聞いちゃうはずですよ、たしか。

それから、そのタイムカードの時間と、その中に食事をしたりとか、休憩したりというがで時間差があるということをお願いしましたけれども、それは総務課長、所属長がそれを確認せないかんがですよ、その時間差は。カードだけの責任じゃないですよ。所属長がちょっと外へ出たとか、食事の時間こればああったとか、それは所属長の責任でしなさいっていうことが認定されちゃうがで、国のほうで。そういうところまできちんと突っ込んでやってやらないと、職員がかわいそうじゃないです。

もう言いますが、ふるさと納税の担当、連続3年間やってますが、そのときの所属長は総務課からその50時間超えちゃうということと、そういう通達受けちゃうわけよね。受けちゃうでしょ。どうしてそれが改善されずに2年もたっちゃうがですか。その職員の方は、僕が教えてくれて言いましたから仕方なく話してくれたがですけど、僕は田野町の職員に聞いて、室戸のふるさと納税の担当の方が市長に直談判をしたと、余りにもひどい状況があるから直談判したら、室戸市長が昨年12月の補正で組んでくれて、もらい出したと、実際にそこに残業手当を支払ってないという状況が厳然とあるじゃないですか。だから、直談判をした職員はそういうふうに改善される、それ以外の二百数名の職員の中にそんなこともしない職員がいっぱ

いおるでしょうが。そんな差別はできんはずですよ、同じ職員ですのに。それを全額支給するのかどうかということをお願いするわけです。もう一回全額支給するのかどうか、市長答弁でお聞きしたいと思います。

それから、病院建設の件ですけれども、総合病院っていうものを建設しなくてはならないっていうのは僕は自分の考えで言うわけですけど、それに準ずるような部分でも結構ですけども、要するに50床っていうことが認定されるかどうか前提になってきますけれども、そういったレベルの病院をつくらんと、今後の室戸市の医療体制は構築できないという思いが市民の皆さんもほとんどそう思っちゃうわけですよ。だから、パブリックコメントとかいろいろ時間のかかる作業があることはわかりますけれども、市長、市長のときに起こったこの問題は、11月までの市長の任期中に片つけてくださいよ、道筋は。

その委員会に、今さら住民の人の意見を聞かなくても、室戸市がどういう医療体系を構築せないかんかということは職員も市長も知っちゃうはずですよ、全て。そして、今の医療の現場がどうなっているのかも完全に把握しちゃうはずですよ。それに対応するのは、やっぱり室戸はこういう方向でやりたいから、これに合うた計画案を審査してくれっていうことを医療センターとか高知大学とかに基本方針を示さないことには、室戸はこういうふうにしたっていうことを示してから、それに肉づけをしてもらおうっていうのが本当の医療体制の構築の仕方じゃないです。市長も一緒になって考えてやっていますから、そこに放り投げてっていうことじゃないことは僕も十分にわかりますけれども、中途半端な医療体制を改善するだけではどうしようもない現状に落ちちゃうがです、今の室戸の医療体制は。そういう思いから、市長にそういうふうに取り組んでもらいたいということですけども、審査委員会にそういった対応ができないものか、お願いしてもらいたいということで質問しますので、もう一回答えていただきたいと思います。

それから、光サービスの件ですけれども、今の説明を受けて僕もよくわからんがですけど、改善するたびにまた不調になってきよるということで、この光サービスっていうのはそんなに弱いものかと思うがですよ。それで、速度不調とか、メインルーターを変えたら何とかかんとか言いよりますけれども、それなんかはもう完全に設計のときからの、設計どおりのものをここに設置して、それが回線不足とか容量不足を引き起こしちゃうということで理解してええですかね。今回の補正でこれが全部解消されるということ、それちょっと答えていただきたいと思います。

それから、指名業者等審査委員会のあり方についてということでお聞きしましたけれども、平成26、27、28に異常な状態になっていたということがあって、それから副市長の答弁ではそういう問題解決のためにいろいろ取り組んでいるということは今の答弁でわかりました。実際に28年度、29年度の指名審査委員会するときも、26、27の業者も異常なことをしちゃうわけですけども、それらの反省を踏まえてということで捉えてええですかね、今の改革していきゆう

ということは。審査委員会の中で、例えば20年度当初の4月から工事の発注が始まって、それで年度途中までいく時分に発注が重なった場合に、一つの会社が受注、受注、受注を続けたら、もうこれは施工能力の問題になってきますから、業者の。施工能力というのは、市が指名審査委員会のときに審査する3つの項目の中に入っちゃうでしょ。適正審査とか、施工能力の審査とか、供給能力の審査、これらが入っちゃうわけですよ。その受注過多の状況を見きわめて次の指名審査に生かすということをしていかないと、また27年、28年みたいな状況が起きますよ、確実に。そしたら、当初の工期が6カ月、変更工事で2週間ぐらいの工事を追加して、延長の工期が5カ月、そういうことが実際にあっちゃうわけですよ、直近に。そういうことを全面的にやっていくには、さっき言ったように受注の経過を把握しながら指名審査することも大事じゃないんですかっていうことをもう一回聞きますので、教えてください。

それから、総合評価方式の件ですけれども、これには配点がいろいろあって、企業の評価の中で技術力評価、それから地域性、社会性評価というのがありますけど、余りそぐわないかと思うものがありますので、お聞きしますので、答弁願います。

地域性、社会性評価の中で、重機保有の有無というのがあります。これは災害等の対応に協力してくれるからということで、リース機も含めて3台以上を持つ業者には加点が10点、2台は7.5点、1台は5点ということがありますがけれども、今リースでも、自家所有の重機持ち業者でも、運搬車両は持ってないがですよ、ほとんど。災害のときに機動力なんか発揮できんがですよ、本当言うたら。リース会社から11トンの運搬車両を借りるとか、4トンの運搬車両を借りると、それで初めて社会貢献ができる。だから、こんな項目は、機械の台数やというものはほとんどの業者がリースに移行している中で、もうこういう加点の配点の仕方はやめたらええがです。例えば2台以上とかが最高点にするぐらいにして、運ぶにも運ぶ車がないがですもん、こんなもん持ったって。

それから、その次の消防団への加入状況、これも配点は10点あるがですけど、例えばある業者が従業員を消防団に入りたいと、けど団員の定数が満杯やったらどうするがです、消防庁に言うてから定員をふやしてもらおうがですか。その差だけで10点あるじゃないですか、加入があるかないかで。これって公平性に欠けるがじゃないです。それはどう対応するのか、お聞きします。

それから、その下の若手技術者の育成の状況、これなんかも大手の業者じゃないですから、1人技術屋入れたら定年まで大体置きますよ。そんなに一つの業者に1級、2級の資格は取っていても、実動でできる技術者というのはせいぜい2人、3人ですよ。それを40歳未満の技術者がおるおらんで10点の配点、これなんかも弱い業者にしたら全く不公平な配点の仕方じゃないです。技術屋そんなに何人も何人も入れるわけにいきませんもん。そういうことらもひとつ検討の余地がありはせんのか、一回答弁してください。

以上で2回目を終わります。



○議長（濱口太作君） 意見調整のため、2時15分まで休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 山本議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

まず、観光協会の役員の件であります。役員となることに問題はないというふうに考えております。

ただ、案件によっては外すということが必要になる場合があるのではないかと考えております。

それから次に、時間外の問題でございます。

時間外勤務手当の支給でございますが、これは先ほど総務課長からも答弁いたしておりますけれども、所属長から事前に時間外勤務命令を受けているということが必要でございますので、その点タイムカードだけを時間外勤務ということでの時間外手当についてはさかのぼって支給はできないというふうに考えているところでございます。

また、先ほど議員さんがおっしゃられた直談判をしたらどうこうという話であります。これまで私としては直談判を受けたことはございません。

ただ、補正予算の査定時において、担当課からの意見を十分に聞いて時間外手当を予算計上しているということではございますので、その範囲で御理解をいただきたい。また、時間外手当につきましては、当然いろんな取り扱いに差があってはいけないというふうには私も当然思っているわけではございまして、課長会等におきましても、課内でとにかく時間外については共通認識を持っていただこうと、そして業務内容や勤務実態に応じて必要となる時間外手当については支給をする、補正予算で対応するというところをお話をさせていただいているところでございます。

また、健康管理の観点から問題があることは議員御案内のとおりでございます。このことについては、時間外手当を出す必要があるということのもう一方で、やっぱり私たちの業務というのは年数がたっていけばたっていくほど事務量はふえるという方程式があるわけでありまして、この事務の見直しをしなければどうしてもいけない。だから、その点事務改善をぜひやっていこうじゃないかと、繁忙期についてはどうしても臨時職員で対応すると、そういうことをきちっとやっていこうということをお話をさせていただいているところでございます。

いずれにしても、適切な時間外手当の支給となるように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、地域医療計画の策定であります。このことにつきましても、前段の議員さんにお答えをしたとおりでございますが、とにかく早い策定、あるいはこの医療の問題が地域住民

にとって大きな課題である、問題であるということは、これは私もそうですし、全ての皆さんが問題意識を持っておるし、これに対する対策が必要だということはみんなの一致する考えだというふうに思います。だから、どういうふうに対応したら一番望ましいか、一番いい方法になるのかということや地域医療計画で策定をいただきたいということで、専門家の方々を含めて検討をお願いしていることですので、その辺はぜひ御理解をいただきたいというふうに存じます。

その他の件につきましては、担当課長より答弁をいたさせますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（濱口太作君） 山崎観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（山崎 桂君） 山本議員さんの2回目の御質問にお答えいたします。

まず、一般社団法人になるとときには財務状況は関係あるのかという御質問でございますが、県への意向認可の申請の際には、申請書類の添付書類として当観光協会の決算書も添付書類に含まれているとお聞きをしております。

次に、市への補助金の申請時には、前年度の決算など繰り越しがわかるようなものが入っているのかという御質問でございますが、市への補助金の申請に際しましては、添付書類といたしまして前年度の決算書または決算見込み書を添付することとしておりますので、それで確認をさせていただいております。

最後に、基金残高等はないのかという御質問でございますが、平成29年度の当観光協会の比較貸借対照表によりますと、平成29年度末で繰越利益剰余金は58万8,597円となっております。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 久保総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（久保一彦君） 山本議員さんの2回目の質問にお答えします。

3の光サービスについての速度の不振解消についてでございますが、スマートフォンの普及などにより速度不振に陥っておりますが、今回補正予算でのルーターの交換により速度解消がされるものと認識しております。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 久保副市長。

○副市長（久保信介君） 山本議員さんの2回目の御質問にお答えいたします。

指名審査委員会のあり方に関する点についてでございます。

建設工事指名業者等の選定時における業者の受注状況、いわゆる手持ち工事についてでございます。

このことにつきましては、当然その工事の規模とか内容によりまして、専任の技術者の配置だとかという点ももちろん問題になってまいります。市建設工事指名競争入札参加者の指名

基準におきましては、業者の選定に当たりましては、手持ち工事の状況なども考慮するというふうなことになっておりますので、こうしたことも踏まえまして、技術者の数でありますとか、手持ち工事の状況なども踏まえて適切な対応となるように取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 山本議員に総合評価方式の評価基準に関する御質問にお答えいたします。

評価基準のうち重機の保有、消防分団への加入状況及び若手技術者の有無の項目につきましては、高知県の総合評価方式におきましても企業の評価項目とされているところでございます。本市におきましても、これらの項目につきましては、それぞれ災害時等の対応や消防団員の不足や若年人口の減少といった地域課題に対する企業の姿勢を評価する項目であり、学識経験者の意見を聴取した上で、総合評価方式の趣旨である企業の社会性や地域貢献を評価するにふさわしい項目であるという認識をしているところでございます。以上です。

○議長（濱口太作君） 山本賢誓君の3回目の質問を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 3回目の質問を行います。

まず、勤務手当の質問の件で、私一例を挙げて、ちょっと誇大にというか、誇大ではないですけれども、ほかの市町村から聞いた事例を見本とさせてもらったんで、本人に直接聞いてこういうことっていうわけではありませんので、そのところは釈明をしておきます。

それで、市長は事務の見直し、そういったものをしながら取り組んでいくという話でしたけれども、事務の見直しイコール残業手当の軽減につながるかというたら、なかなかそうではないと思います。というのは、事務の見直しと合わせて、人員の配置も検討していかないことには、人手が足らんから残業しゆうわけですよ。例えば、その見直しがかっちり固まるまでに半年、1年かかるとすれば、まずその間は同じ状況も生まれるということがありますから、それまでは通常の自治法にもあるように、職員条例にもあるように、全額は支払うというふうに理解してよろしいですかね、市長。

それから、基本的には民事とかになれば3年とかという部分がありますけれども、超過勤務手当の未払いというやつはさかのぼって請求ができると思います。これは、金曜日に県の人事委員会へ行って、どういうふうな対応をすればいいかということも協議させてもらったんですけど、その中で2年か、民事であれば3年とかというようなことも聞きましたので、そういったことも検討しなくてはならないのではないかと思います。その間、これから改善して全額支払うということになっても、それまでの苦労は報われんわけですよ、市長。そういったことも検討する必要があると思いますが、そのところの御見解をもう一度お願いしたいと思います。

それから、残業手当の支給について、タイムカードの時間を全てっていう話を管理職の方々

と話ししますけれども、それはやっぱり職員の資質に差があって、2時間でできるものが、できる人と4時間かかる人がおると。しかし、その選別はできんはずですよ。おまえは2時間でできるけど、おまえは4時間かかるから、2時間分の残業手当支払うということにはならんはずですから、それはやっぱり管理職がどういう指導をするかということにかかってくるわけだと思います。その中で、事務決裁規程等で事業主から超過勤務命令等の権限の行使を委ねられた課長、課長代理等の管理監督者は、労働基準法第10条に規定する使用者に該当し、労働者たる職員の健康管理、勤務労働条件に関して、その安全に配慮する義務を有している、この中にも含まれると思います、職員の管理は。それで、余りおかしくないタイムカードでの賃金支払いというものはできる限り進めていかななくてはならないのではないかと思います、市長にもう一度、全額支給を事務の見直しができるまでするのか、それと過去にさかのぼって支払う意思はあるのかないのかをお伺いしたいと思います。

それから、過去に支払うという意味で最高裁の判例では、別に勤務時間伺いの命令簿がなくても、例えばタイムカードとか、そういったもので働いたことが確認できれば支払うことは可能であるという判例も出ておりますので、そういったことも考え置いていただきたいと思いません。

それから、観光協会の件ですが、県へ移行認可のときに、さっき聞いたと思いますけれども、そういう決算書を申請書類に添付するのは当たり前です。ただ、その決算書が赤字であるのか、黒字であるのか、その前後数年の決算が健全な経営でなくてはならないのかが審査基準になると思いますので、それを2回目で聞いたわけです。それをもう一度一般社団法人化するために、財政が数年間にわたって健全なことが条件であるのかどうかを聞いたわけですので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 山本議員さんの3回目の質問にお答えをいたします。

過去の時間外手当を全額支給せよということでありますが、その点については前段で申し上げましたとおりでございます。いろんな事例の報告をされているわけでありますが、そういう点についてはしっかりと私としても把握をしていきたいというふうに考えております。

また、繁忙期につきましては、職員が充てられない場合があるので、臨時職員等で対応をしていきたいということは申し上げたとおりでございます。そして、時間外手当に関する問題、あるいは職員の健康管理につきましては、管理職も含め、我々としても実態把握をしっかりとっていきたいというふうに思っております。

そのほかの件については担当課長より答弁をいたさせます。以上です。

○議長（濱口太作君） 山崎観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（山崎 桂君） 山本議員さんの3回目の御質問にお答えいたしま

す。

一般社団法人への移行認可の際に県へ提出する資料の中に決算書が含まれております。その際の決算が赤字なのか黒字なのかということが審査の基準になるのかという御質問でございますが、県のほうにお聞きした範囲では、単年度の決算が赤字とか黒字とかというのは審査としては特段問題にはならないというふうにお聞きしております。

**○議長（濱口太作君）** これをもって山本賢誓君の質問を終結いたします。

これにて日程第1、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、あす19日は大綱質疑であります。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時35分 散会